

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害基礎年金の支給を求めるといことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、統合失調症(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、事後重症による請求として、障害基礎年金の裁定を請求した。

なお、裁定請求書には、当該傷病の発生した日として「平成〇年頃」と、初診日として「平成〇年〇月〇日」と記載されている。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「障害基礎年金を受給するための納付要件を満たしていないため ①初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち、保険料納付済み期間(保険料免除、猶予期間含む)が被保険者期間の3分の2以上ないため ②初診日の属する月の前々月までの被保険者期間の直近1年間に保険料の未納期間があるため」という理由により、障害基礎年金の支給をしない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日を「初診日」といっているとされているところ、20

歳に達した日以後に初診日のある傷病による障害について、障害基礎年金を受給するためには、初診日において国民年金の被保険者であり、初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、

① 当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であること、又は、② 当該初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間がないことのいずれかの要件を満たしていなければならない(以下、この①及び②の要件を「保険料納付要件」という。)、とされている(国民年金法(以下「国年法」という。))第30条第1項、第30条の2第1項及び第2項並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第20条第1項)。

ただし、初診日において20歳未満であった者については、上記保険料納付要件は必要とされない(国年法第30条の4)。

2 本件の場合、被保険者が上記第2の2記載の理由により原処分を行ったことに對し、請求人は、当該傷病は請求人が20歳に達する前の平成〇年〇月頃に発症していることから、初診日は20歳以前に存在するものとすべきであり、仮にそれが認められないとしても、社会的治癒が認められることを理由に初診日は平成〇年〇月頃とすべきである旨主張して、障害基礎年金の支給を求めているのであるから、本件の問題点は、まずは、請求人の当該傷病に係る初診日(以下「本件初診日」という。)がいつかということである。

第4 当審査会の判断

1 本件初診日について判断する。

(1) 初診日に関する証明資料は、国年法が、発病又は受傷の日でなく、初診日を障害基礎年金の受給権発生の基準となる日と定めている趣旨からいっ

て、直接その診療に関与した医師又は医療機関が作成したもの、又はこれに準ずるような証明力の高い資料（以下「初診日認定適格資料」という。）でなければならぬと解するのが相当である。

また、国年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続きその効力を有するものとされ、当審査会も、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度としてそれに依拠するのが相当であると考え、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」は、「第1 一般的事項」の「3 初診日」で、「初診日」とは、「障害の原因となった傷病につき、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいう。」としているところ、障害の原因となった傷病の前に、その傷病と相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日をもって、障害の原因となった傷病の初診日と解するのが相当である。

- (2) 本件についてこれを見ると、初診日認定適格資料として取り上げなければならないのは、① a病院b科・c科・A医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係る同月〇日付診断書、② d病院（以下「d病院」という。）e科・B医師作成の平成〇年〇月〇日付受診状況等証明書、③ 〇〇市が平成〇年〇月〇日付で請求人に交付した精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳である。そして、①には、傷病名として当該傷病が掲げられ、傷病の発生年月日として「平成〇年〇月 診療録で確認」、そのため初めて医師の診療を受けた日として「平成〇年〇月〇日 診療録で確認」、発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、就学、就労状況等、期間等（請求人（請求人の父）から平成〇年〇月〇日に聴取。）として、「発病

はH〇.〇頃、被害妄想等が出現。H〇.〇.〇.よりd病院にて通院加療。当院初診はH〇.〇.〇. 下記諸症状を認め即日入院。H〇.〇.〇退院となり以後現在迄通院中である。」、診断書作成医療機関における初診年月日「平成〇年〇月〇日」、その時の所見として「被害妄想、不安焦燥、不眠、滅裂思考等」と記載されている。②には、「当時の診療録より記載したものです。」として、傷病名として当該傷病が掲げられ、傷病の発生年月日として「平成〇年頃」、傷病の原因又は誘因「不詳」、発病から初診までの経過として「平成〇年頃に、感情不安定・言動のまとまりなさなどで発症し、同年〇月〇日に当科初診、外来通院開始された。」、初診年月日「平成〇年〇月〇日」、終診年月日「平成〇年〇月〇日」、終診時の転帰「転医」、初診より終診までの治療内容及び経過の概要として「平成〇年にf病院に転医したが、平成〇年〇月～再び当院通院す。平成〇年〇月〇日～〇年〇月〇日にはa病院に入院したが、退院後は再び当院外来通院す。平成〇年〇月に転院となった。」と記載されている。③には、障害等級「2級」と記載されている。

そして、請求人の母、請求人が代筆し、作成された病歴状況申立書（国民年金用）によれば、発病日は平成〇年頃で、一人暮らしでほとんど連絡がとれなかったため、状態はよくわからないが、アパートに行くこと、請求人は、カーテンを閉じて部屋にこもり、室内には物が散乱し、うすら笑い、幻聴もある様子であったため、親元に連れて帰り、平成〇年〇月〇日にd病院を受診したと申し立てている。

これらの事実によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日にd病院を受診して当該傷病と診断されていることが認められるところ、それより前に当該傷病の初診日を認めるに足る初診日認定適格資料は存しないのであるから、上記

の平成〇年〇月〇日をもって本件初診日と認めるのが相当である。

2 その余の点について判断する。

本件記録によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日に20歳に達し、本件初診日には国民年金の被保険者であることが認められ、本件初診日の前日において、請求人が保険料納付要件を満たしているかどうかをみると、本件初診日の属する月の前々月である平成〇年〇月までの被保険者期間は、同人が、20歳に達し、国民年金の被保険者となった平成〇年〇月から平成〇年〇月までの14月であるところ、当該被保険者期間のうち平成〇年〇月から同年〇月までの9月が保険料納付済期間であるが、それは当該被保険者期間（14月）の3分の2以上ではない。また、平成〇年〇月から同年〇月までの1年間についても、平成〇年〇月から同年〇月までの3月は保険料未納であるから、それは保険料納付済期間と保険料免除期間で満たされていることにならない。したがって、上記第3の1記載の保険料納付要件のいずれも満たしていないことは明らかである。

3 以上に対し、請求人は、平成〇年〇月頃、突然、大学を辞めてピアノ販売店に就職したいと言い始めたり、祖父母宅の蔵の中から人の声が聞こえるなどと繰り返し言うなど、妄想や幻聴と思われる言動が見られるようになって、この頃から当該傷病を発病したものであり、20歳に達した平成〇年〇月頃には、その精神状態や能力に照らして自ら保険料を納付することが不可能な状態であったもので、それにもかかわらず、平成〇年〇月〇日を初診日として、保険料の不納付により受給要件を満たしていないとすることは、20歳前に稼働能力を失った者に対して社会福祉原理に基づいて給付を行うという国年法第30条の4の立法趣旨に反ずるとして、初診日は20歳前に存在するものとすべきである旨主張し、その主張に沿った祖父及び在学していた大学の職員の陳述書を提出しているのであ

るが、前掲の①の診断書では平成〇年〇月頃に被害妄想等が出現して発病したとされ、②の受診状況等証明書では、平成〇年頃に感情不安定、言動のまとまりなさなどで発症とされており、さらに請求人の病歴状況申立書でも発病は平成〇年頃としていることと符合せず、平成〇年〇月以前の請求人の当該傷病による障害の状態について判断することのできる医学的な資料も存しないことから、20歳に達する前の状態についての請求人の上記主張を認めることはできない。また、初診日は20歳前に存在するものとすべきであるとの上記主張も、国年法第30条の4にいう「その初診日において20歳未満であった者」とは、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病について初めて医師等の診療を受けた日において20歳未満であった者をいうものであることが文理上明らかであることに照らして採用できない。

また、請求人は、平成〇年〇月頃から平成〇年〇月頃まで、就労しながら通常人と異ならない社会生活を送っており、投薬量も必要最低限にとどまっていたことから、社会的治癒が認められるべきであり、初診日はその後初めて医療機関を受診した平成〇年〇月頃とすべきであると主張しているのであるが、社会的治癒とは、社会保険の運用上、医学的判断としてはいまだ傷病が治癒したとはいえない場合でも、臨床的に症状がなくなり、あるいは安定して、治療や投薬等の必要がなく、かつ、このような状態が相当期間継続し、その間一般人と同様、業務に服することができた場合には、社会的治癒として、治癒に準じて取り扱うというものであるところ、前掲の病歴状況申立書によれば、平成〇年〇月〇日にd病院を受診した後、平成〇年〇月まで同病院での受診を継続し、この間に、大学は中退したが、幻聴、妄想は減り、アルバイトも経験し、主治医の転勤に伴って同年〇月〇日からは、f病院に転院し、主治医が再度他県に転勤した平成〇年〇

月まで通院を続けたとされているのであって、請求人が主張する上記の間中も通院を継続していたことが認められ、投薬の内容や投薬量については明らかでなく、また、同期間中の就労については、請求人が審査請求の理由中で具体的に主張しているところによれば、概ね1か月から8か月程度の短期間のアルバイトを順次6か所で行い、その多くは週に3、4日、1回6時間の勤務というものであって、これらを総合して勘案すれば、それをもって平成〇年〇月頃から平成〇年〇月頃までの間において、社会的治癒と認めることのできる期間が存在したものであるということとはできない。

なお、請求人は、憲法第25条について言及し、原処分は同条違反であるとも主張しているが、法令やこれに基づいてなされた処分が憲法の規定に違反するかどうかの判断をなす権限は司法権に属するものであって、司法機関ではない当審査会にはその権限は存しない。仮に、処分が一見明白に憲法の規定に違反すると認められる場合には、当該処分にはその無効をもたらす重大明白な瑕疵があるとして、その指摘をすべきものと解してみても、本件がその場合に当たるということはできない。

- 4 以上によれば、請求人に対し、障害基礎年金の支給をしないとした原処分は妥当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。